

和歌山県版図柄ナンバープレートデザイン公募 質問回答

NO	質問内容	回答	更新日
1	図柄ナンバープレートにゆるキャラを起用している他事例(「熊本_くまモン」「愛媛_みきゃん」「群馬_ぐんまちゃんワールド」)のような構図で「きいちゃん」を使用することは認められるか。	本公募において、ご質問のような使い方をする場合は、「きいちゃん」のイメージを損なわないようにご注意ください。	7/6
2	募集要項6(2)について、「大型標板のデザインは、中型標板で作成されたデザインを国が等倍で拡大するため、作成は不要です。」とあるが、デザイン作成にあたり、大型標板の数字・地名等の配置を考慮する必要はあるか。	提出いただくのは中型標板のデザインのみですが、中型標板と大型標板では、地名や分類番号、ナンバーなどの表示位置が異なります。そのため、大型標板での配置も考慮した上でデザインを作成してください。	7/16
3	① 最優秀賞・優秀賞の決定時期について 募集要項には「県民投票の結果に基づき最優秀賞および優秀賞を決定します」とありますが、最優秀賞および優秀賞は県民投票の結果をもって確定するのでしょうか。それとも、その後の国の審査結果を踏まえて最終決定となるのでしょうか。 ② 賞金の取扱いについて 募集要項には、提案デザインとして決定された作品が国の審査で採用されなかった場合は、「優秀作品の中から順次繰り上げて提案デザインとすることを想定しています」とあります。 例えば、県民投票で第1位となった作品が国の審査で採用されず、県民投票で優秀賞となった作品が繰り上げで次点デザインとなった場合、賞金はどのような取扱いとなりますでしょうか。 ・県民投票時点で最優秀賞となった作品に最優秀賞(30万円)が授与されるのか。 ・繰り上げにより次点デザインとなった作品に最優秀賞(30万円)が授与されるのか。 ・あるいは、別の取扱いとなるのか。	①最優秀賞および優秀賞は県民投票の結果をもって確定する予定としております。 ②県民投票により優秀賞となった作品が繰り上がって提案デザインとなった場合であっても、当該作品に対して改めて最優秀賞(30万円)を授与することは想定しておりません。	7/16
4	●きいちゃんの使用について ①きいちゃんを今回のデザイン案に使用する場合にあたっての質問なのですが、応募フォームのQ13.「きいちゃん」の使用有無の箇所に「本公募にあたっては、「きいちゃん」デザイン使用にかかる申請は不要です」との記載があります。 こちらについては、【「きいちゃん」デザイン使用の手引】にある、「きいちゃん」デザイン使用手続きの<第1号様式(第3条関係)>または<第2号様式(第3条関係)>の申請が不要という認識でよろしいでしょうか。 ②その場合、応募デザインに使用する画像はパスデータではなく、応募段階では、仮として【デザインガイドマニュアル ver.18 2026 4[第18版]】の中からキャプチャしたjpgデータを使用し、後でパスデータに差し替えるという形になるのでしょうか。 それとも、パスデータを使用する場合は、何か別の手続きが必要でしょうか。	①お見込みのとおりです。本公募への応募にあたっては、【「きいちゃん」デザイン使用の手引】に定める「きいちゃん」デザイン使用手続き(第1号様式または第2号様式による申請)は不要です。 ②お見込みのとおりです。応募段階では、【デザインガイドマニュアル ver.18 2026 4[第18版]】に掲載されているデザインを抜粋して作成してください。 なお、「きいちゃん」を使用した作品が提案デザインとして決定した場合は、個別にご連絡の上、Adobe Illustrator形式の元データへの差し替えをお願いする予定です(募集要項12(3))。	7/16